

手数料返還制度について

株式会社サポートライフ

有料職業紹介事業 14-ユ-300015

株式会社サポートライフの職業紹介により入社した求職者について入社日から 3 ヶ月以内に自己都合による退職または会社都合により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

1. 返戻率

【ア】自己都合による退職の場合

期間	返戻率
入社から 1 ヶ月以内の退職	80%
入社から満 1 ヶ月～2 ヶ月以内の退職	70%
入社から満 2 ヶ月～3 ヶ月以内の退職	60%

【イ】会社都合による退職の場合

期間	返戻率
入社から 1 ヶ月以内の退職	65%
入社から満 1 ヶ月～2 ヶ月以内の退職	55%
入社から満 2 ヶ月～3 ヶ月以内の退職	45%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先する。

2. 返還の免責

以下の項目の一つにでも該当した場合は返金義務を免責とさせていただきます。

- ① 労働基準法違反により退職に至った場合
- ② 天災・地変・内乱・戦争等により就業が困難となり退職に至った場合
- ③ その他、弊社と紹介受入企業間で協議の上、返金が必要ないと判断された場合

3. 返還制度の例外

- ① 紹介予定派遣の場合
- ② 派遣契約途中に派遣労働者を求職者として職業紹介した場合